

北上市告示甲第119号

北上市特定地域型保育事業者指導監査実施要綱（令和3年北上市告示甲第66号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月26日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
<p>(身分を示す証明書)</p> <p>第4 指導監査を行う職員（監査指導員を含む。以下同じ。）は、<u>法第14条第2項において準用する法第13条第2項に規定する身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。</u></p>	<p>(身分を示す証明書)</p> <p>第4 指導監査を行う職員（監査指導員を含む。以下同じ。）は、身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	